



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 エンシュウ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中安 茂夫  
(コード番号 6218 東証第1部)  
問合せ先 専務取締役管理本部長  
千賀 伸一  
(TEL 053-447-2111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 141 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定削除およびその他要所の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。  
(変更案附則第1条および第2条)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1条 ) (条文省略) 第6条  (株券の発行)	第1条 ) (現行のとおり) 第6条
<u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行のとおり)
(单元株式数および单元未満株券の不発行)	(单元株式数)
第9条 当社の单元株式数は1,000株とする。 <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず</u> <u>「单元未満株式」に係る株券を発行しな</u> <u>い。ただし、株式取扱規則に定めるとこ</u> <u>ろについてはこの限りでない。</u>	第8条 当社の单元株式数は1,000株とする。 (削除)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>3</u> 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第<u>10</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第<u>11</u>条 （条文省略）</p> <p>第<u>40</u>条 （新設）  （新設）  （新設）</p>	<p><u>2</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第<u>9</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第<u>10</u>条 （現行のとおり）</p> <p>第<u>39</u>条</p> <p>附則</p> <p>第<u>1</u>条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>前条および本条は、平成21年1月5日の翌日から起算して1年を経過した日をもって削除するものとする。</u></p>

### 3. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年6月26日（金）

定款変更の効力発生日

平成21年6月26日（金）

以 上